

石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例（案）

【「条例の内容の一部確認」と「条例の愛称について」】

（はじめに）

今回は条例案について、二つ考えていくことがあります。

一つ目は、前回の検討委員会で条例案の内容について最終確認が行われましたが、市の法制担当者に改めて条例の内容を確認していただいた結果、条文の一部について、もう一度皆さんに確認をしてもらいたい部分がありましたので、その部分を確認していきたいと思います。

そして二つ目は、前回の検討委員会の意見で、条例の名前を覚えてもらいやすくするように、名前を省略した「愛称」のようなものがあるのではないか、という意見がありましたので、このことについても話し合っていきたいと思います。

どちらもメールなどで事前に確認やお知らせをしていましたが、次のページからそれぞれについてお話ししていきたいと思います。

1.【条例の内容の一部確認について】

前回最終確認が行われた条例案でしたが、法制担当者より条文の一部について再修正がありましたので、皆さんにその部分の確認をお願いしたいと思います。12月に行う予定のパブリックコメント前に、条例案をきちんと決めておかなければならないので、もう一度皆さんと確認をしていき、条文を完成させたいと思います。

（確認したい条文） 「基本理念：第3条」の内容の一部について

【法制担当者からの意見】

- 他の市町村の条例には、コミュニケーション手段の利用を行うことを「権利」として定めているところはないので、ここを違う文にした方がよいと思います。

法制担当者からいただいた意見より、次のように修正してみました。

（修正案）の文や
修正前の文は次の
ページに書いています。



修正案

基本理念

第3条 障がいのある、ないによって分け隔てられることのない共生社会の実現は、次の事項を基本理念として行います。

- コミュニケーションを円滑に行う手段を活用し、障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取ることができる権利を最大限に尊重すること。
- コミュニケーション手段を広めて利用しやすくする環境づくりを行う際は、障がいのある人とない人が互いの人格と個性を尊重すること。
- 誰もが暮らしやすいやさしいまちになることを目指し、障がいのある人もない人も障がいへの理解を深め、互いに認め合うこと。

上の修正部分は、条例案の「前文」の2段目に書かれている、「～情報を伝え、受け取りやすくするよう心がけることや、コミュニケーションを円滑に行う手段を活用することが必要です。」という中の「コミュニケーションを円滑に行う手段を活用」という部分を使って、新たな文をつくりました。

【参考：修正前の文】

基本理念

第3条 障がいのある、ないによって分け隔てられることのない共生社会の実現は、次の事項を基本理念として行います。

- 障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取ることができる権利及びコミュニケーション手段の利用を円滑に行う権利を最大限に尊重すること。

～(2)からの文は修正案の文と同じですので、省略します。～

2.【条例の愛称について】

ぜんかい けんとう いいんかい じょうれい なまえ いしかりしじょう しゃじょうほう
 前回の検討委員会で、条例の名前が「石狩市障がい者情報・
 こみゆにけーしょんじょうれい き なまえ おぼ
 コミュニケーション条例」に決まりましたが、この名前を覚えてもらい
 やすいように、省略した名前(愛称)を考えてはどうか、という意見
 がありました。

じょうれい なまえ せいしき き れいわ ねん がつ いしかりしぎかい かけつ
 条例の名前が正式に決まるのは、令和6年3月の石狩市議会で可決
 した(決まった)あとになりますが、今から愛称について話し合い、
 じゅんび おも
 準備をしていけたらと思います。

まずは「愛称」についてのご意見や考えなどを出し合いながら進め
 ていければと思います。また、今日は思ったことを出し合うことだけで
 お ばあい こんご めーる き かんが
 終わった場合は、今後はメールなどで決めていければとも考えており
 ます。

「愛称」についての事務局案

「アイ・コミュ(あい・こみゆ、あい・コミュ、アイ・こみゆ)」

考えた理由

いしかり ろーまじ あいすえいちあいけーえーあーるあい いしかり さいしょ
 「石狩」をローマ字にした「ISHIKARI(イシカリ)」の最初の
 もじ あい あい こみゆにけーしょん りやく こみゆ あ
 文字の「I(アイ)」と、「コミュニケーション」を略した「コミュ」を合わ
 せてみました。また、いしかりし ちいき ひろ おも ふく
 石狩市の地域に広がるように、という想いも含
 まれています。

うえ か じむきょくあん さんこう みな かんが
 上に書かれている事務局案を参考にしながら、まずは皆さんの考
 えなどを出し合っていければと思います。

みな いけん めもが つか
《皆さんからの意見など》 ※メモ書きなどに使ってください。